

令和7年 5月23日

各会員事業者 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

宮城県支部

支部長 高原 博

(支部長印省略)

令和7年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動の実施について

会員の皆様には、平素より労働災害防止にご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、宮城県内の陸運業における令和7年4月末現在の休業4日以上之死傷者数は98人で対前年△6人の減、また死亡者数はゼロとなっているが、全国の発生状況を見ると死傷者数、死亡者数とも増加しており、更なる労働災害防止対策の推進が急務となっております。

又、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により「熱中症対策」が事業者に義務付けられることから、熱中症に対する正しい知識を身につけること、体制整備及び関係者への周知が必要となります。

こうした状況を踏まえ、本年度の「陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動」を下記の内容で実施いたしますので、各会員の皆様には何卒ご理解頂き、労働災害防止に一層のご努力を頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間 令和7年7月1日（火）～7月31日（木）まで
2. スローガン 「気を付けて！ 荷台の高さも命取り 踏台・手すり・ヘルメット」
3. 実施事項
 - A. 経営トップによる職場安全パトロールと労働災害防止について従業員への呼びかけ
 - B. 熱中症に関しての報告体制の整備、実施手順の策定等の関係者への周知
 - C. 安全管理者、安全衛生推進者等による「職場の安全衛生自主点検表」（別紙）により 職場の安全衛生点検を行う （自主点検表の報告は不要です）
 - D. 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う
 - E. 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る

4. 職場における熱中症対策の強化について

今回の改正労働安全衛生規則による熱中症対策の基本的な考え方、ポイントは「見つける」「判断する」「対処する」です。

「体制整備」「手順書作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられますので、別添のリーフレット、掲示用リーフレットをご活用願います。

※陸災防協会宮城県支部のホームページに点検表、リーフレットを掲載しております。

以上